

看護衣貸借 仕様書

本仕様書は、尾鷲総合病院「以下「甲」という。」における看護衣貸借に関する業務内容の基準事項を規定するものである。

ただし、本仕様書に規定のない事項であっても、本業務の目的とする事項の現場の状況に応じて甲が必要と認めたものは、契約金額の範囲内で受託者「以下「乙」という。」が実施するものとする。

1 目的

本業務は、甲の職員が看護業務を行うにあたり着用する看護衣を乙が貸借により供給するとともに、洗濯を主とした保守を行うことにより職員の清潔で快適に作業環境を整備し、看護業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2 業務概要

本業務は、看護衣類の貸借及び洗濯等メンテナンス業務で構成される。

- (1) 後述の定められた看護衣類を貸借すること。
- (2) 週1回定められた曜日に回収し、洗濯等メンテナンスを行うこと。
- (3) その他関連する業務を行うこと。

3 看護衣の貸出業務

- (1) 貸借する看護衣類の種類及び数量は別表1に定める。
- (2) 当病院より看護衣類の注文があったときはその都度速やかに対応すること。
- (3) サイズについては、S、M、L、LL、の4種類を定めるほか、別注のサイズにも対応すること。
- (4) 看護衣類には使用者名を記入すること。
- (5) 看護衣類はバーコード等により所在管理を行うこと。
- (6) 女性用の看護衣類についてはマタニティータイプも用意すること。
- (7) 人事異動等により新たに貸借する看護衣類の単価は変わらないものとし、償却期間は延長しない。
- (8) 看護衣類の詳細な仕様については、看護部と協議して決定すること。

4 洗濯等メンテナンス業務

- (1) 週1回の決められた曜日に看護衣類を回収すること。また年末年始及びその他連休期間の対応については甲乙協議のうえ変更できるものとする。

- (2) クリーニング業法第3条第3項に定める衛生基準に従うとともに、医療現場などで着用するという目的及び性質を考慮のうえ、適切な処理をおこなうこと。
- (3) ボタンの外れ、ほつれ、ファスナー等の破損の補修は、乙が無償で行うこと。破損の補修は次回の集配の時までに完了し、納入すること。補修が困難なときは、新品を納入すること。
- (4) 回収された看護衣類は翌週の決められた曜日に受け渡すこと。
- (5) 回収及び受渡しの曜日は、それぞれ協議のうえ決定する。
- (6) 回収及び受渡しは当病院内の当病院が指定する場所にて行うこと。
- (7) 毎月の洗濯枚数を翌月当初に報告すること。
- (8) 洗濯枚数は、1年間で5,000枚(半袖・ズボンをそれぞれ1枚とする)とし、5,001枚を超えない部分については、各賃貸借料の単価に含まれるものとする。(5,001枚を超えた分については別途支払いをする。)

5 賃借料の支払い

- (1) 賃借料の支払いは各月毎とする。
- (2) 賃借料の算出方法は貸与人数×各看護衣類の単価×消費税率とする。
- (3) 当病院は各月末の翌営業日に看護衣貸与人数の報告を行う。
- (4) 取扱業者は当病院から報告を受けた後、速やかに請求書を発行すること。
- (5) 支払は月末締め翌月末までの支払とする。

6 履行期間

- (1) 履行期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。ただし、令和7年4月1日から賃貸借する看護衣については、令和7年3月25日までに納品することとし、令和7年3月31日までの賃貸借料は発生しないものとする。

7 個人情報の保護

- (1) 取扱業者は、尾鷲市個人情報保護条例、その他個人情報の保護に関する諸法令を遵守すること。また、本業務に従事する者に対して上記諸法令に係る研修を実施し、正しい知識をもって本業務を遂行すること。
- (2) 取扱業者は、業務上知り得た事項を一切もらしてはならない。また、本業務の遂行期間満了後も同様とする。

8 その他の事項

- (1) 履行期間が終了時、看護衣類は返還する。
- (2) 従事者は院内で作業する際、ユニホームを着用し、来院患者に不快感を与えないよう細心の注意をもって作業する。

- (3) 履行业者の変更により業務の引継が必要な場合は新たな履行业者が契約業務を適正に行えるよう、業務遂行の留意点等を確実に引き継ぐように努めること。
- (4) 医療関連サービスマークを取得していること。

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、供給者は、尾鷲総合病院と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 供給者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 供給者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。